

# 研究活動上の不正行為防止 ハンドブック



国立大学法人  
東京医科歯科大学  
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

# 目次

はじめに	1
1. 基本理念	2
2. 教職員と大学院生の責務	3
3. 不正防止責任体制	4
4. 研究活動上の不正行為	6
(1) 特定不正行為	
(2) その他の不正行為	
(3) なぜ不正行為が起きるのか？	
5. 医歯学研究推進における倫理と不正行為	9
(1) 医歯学研究推進における様々な倫理	
(2) 安全で適正な研究のための体系	
(3) 臨床研究の研究倫理審査の体系	
(4) 臨床研究における各種申請手続き（サポート体制）	
(5) 臨床研究（医学部附属病院）におけるガバナンス体制	
6. 環境安全管理室	15
7. 不正行為への対応	17
(1) 不正が疑われる場合の処理手順	
(2) 不正と認定された場合	
(3) 競争的資金の応募資格の停止期間	
(4) 不正行為の防止に関する対応窓口	
8. 研究費の適正な執行	22
(1) 研究費の種類について	
(2) 研究費の執行ルール	
(3) 物品検収センター	
9. 産学官連携リスクマネジメント	24
(1) 産学官連携リスクマネジメントとは	
(2) 契約遵守	
(3) 連携の制度・契約の種類	
(4) 法令遵守	
(5) 利益相反マネジメント	
10. eラーニング（コンプライアンス・研究倫理教育）の受講と誓約書の提出	31
11. Q and A	33
12. 行動規範と不正行為防止規則	35





# はじめに

このハンドブックは、データの捏造等や倫理的遵守事項の無視といった研究活動における不正を防止する観点から、本学の教職員や大学院生などに対して、不正行為に対する認識をできるだけ、分かりやすく記載したものです。

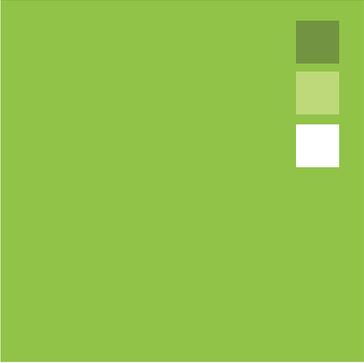
昨今、我が国では研究活動上の不正行為（倫理指針・ガイドラインを遵守しない臨床研究、データの捏造、研究費の不正使用等）が相次いで指摘されるようになり、教育研究機関のコンプライアンスの徹底と自覚、研究費使用に対する公正性の確保が一層強く求められています。しかし、実際問題として、教職員間での使用ルールの不徹底や、過去の習慣をそのまま踏襲している、あるいは故意とはいえなくても、事務的な手続きの煩雑さなどから不正行為として認定される例が絶えません。そのため、これに対応するために、研究活動上の不正行為の防止に向けた取り組みの一環として、本ハンドブックを作成いたしました。

なお、本ハンドブックは基本的なルールなどを示したものであり、全ての制度に適用できるものではありません。特に、研究費の使用に当たっては、当該資金制度で遵守すべきルールなどを確認した上で、本ハンドブックをご活用下さい。

関係各位におかれましては、科学の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、教育研究活動が果たす社会的使命をご理解の上、益々の研究活動の発展にご尽力をいただきますよう、お願いいたします。

国立大学法人東京医科歯科大学長

吉澤 靖之



# 1. 基本理念

## 『知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する』

学問と教育の聖地、湯島・昌平坂に建つ本学は、医療系総合大学として「知と癒しの匠」を創造し、東京のこの地から世界へと翼を広げ、人々の健康と社会の福祉に貢献します。

### ●教育について

幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成します。

### ●研究について

さまざまな学問領域の英知を結集して、時代に先駆ける研究を推し進め、その成果を広く社会に還元します。

### ●医療について

心と身体を癒す質の高い医療を、地域に提供するとともに、国内さらに世界へと広めていきます。

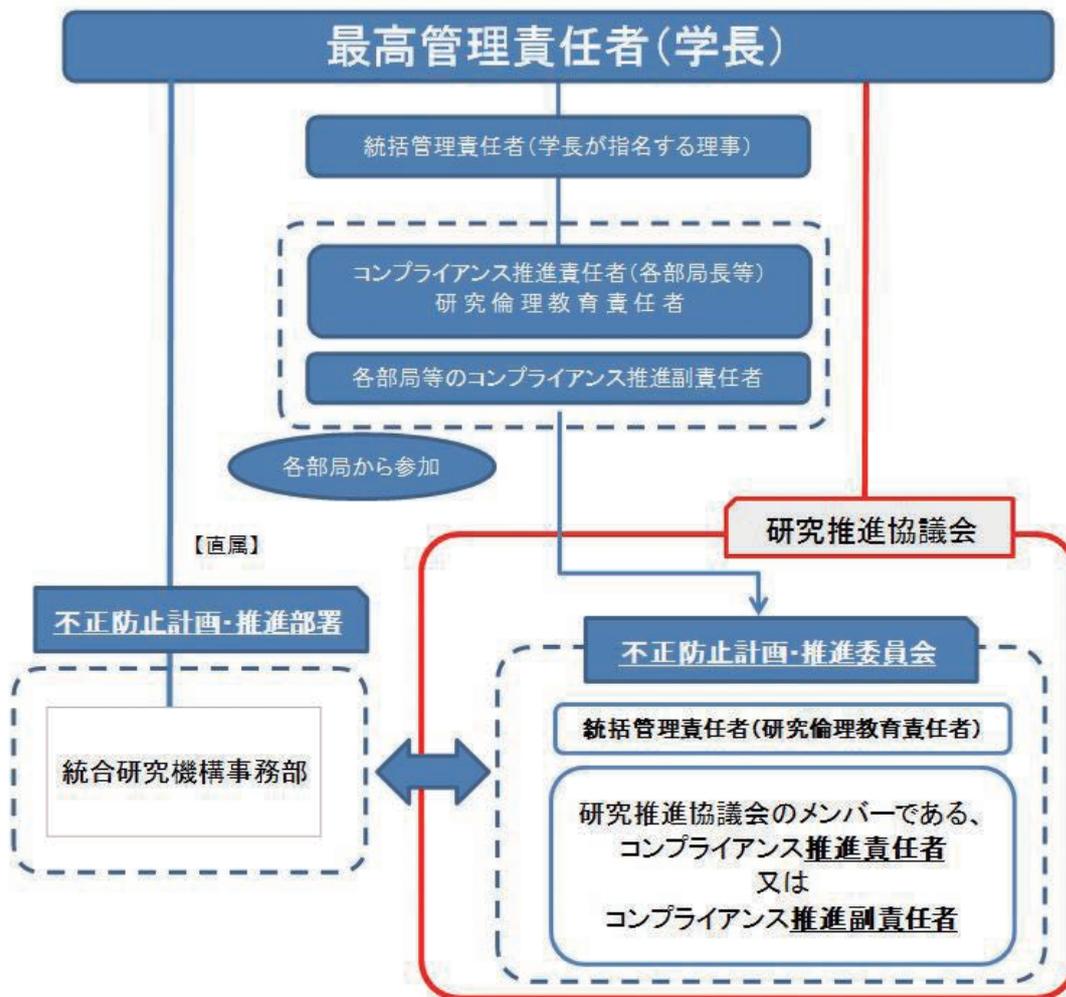
この理念に基づき、本学の全構成員がそれぞれの役割を自覚し、自らの使命を果たします。

## 2. 教職員と大学院生の責務

- 教員、研究者、事務職員及び研究支援員など研究活動に係る全ての教職員（以下「教職員」という。）及び大学院生等は、高い倫理性を保持し、研究費を適正に使用すると共に、研究活動上の不正行為を行ってはならない。
- 教員、研究者及び大学院生等は、研究の立案、計画及び研究成果に関し、記録・保存しなければならない。なお、研究成果は社会に公表しなければならない。
- 教職員及び大学院生等は、研究の実施及び研究費の執行にあたっては、当該研究の実施責任者の指示に従わなければならない。
- 教職員及び大学院生等は、統括管理責任者（産学官連携・研究展開担当理事）やコンプライアンス推進責任者が実施する研究活動上の不正行為の防止に関する教育・研修に参加しなければならない。
- 教職員及び大学院生等は、国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則（平成27年1月22日規則第7号。以下「不正防止規則」という。）に定める研究不正に関する調査に協力しなければならない。
- 本学では、不正防止規則のほか「東京医科歯科大学研究活動不正防止計画」を定めており（平成27年9月30日改訂）、これをよく遵守すること。
- 研究者の倫理行動に関することは、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範（平成19年10月16日制定、平成26年9月24日改正）」に定めており、これをよく遵守すること。

### 3. 不正防止責任体制

不正行為防止規則において、本学において行われる全ての研究活動に対しては、学長が最高管理責任者、学長の指名する理事が統括管理責任者、各部署局長等がコンプライアンス推進責任者として、不正行為を防止するための対策を策定・推進し、不正行為への対応を行うことになっています。



※統合国際機構、統合情報機構内の各センター長等については、「不正防止計画推進委員会」に参加しない。但し、委員会と連携を密にとることとする。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号の責任を負う。

- (1) 自己の管理監督する部局等における研究不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局等内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス・研究倫理教育（研究費の使用ルールやそれに伴う責任、研究者に求められる倫理規範、どのような行為が不正行為に当たるのか等を理解させるための教育）を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督する部局等において、構成員が、適切に研究活動を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

(不正防止規則第4条第5項)

## 4. 研究活動上の不正行為

### (1) 特定不正行為

研究における不正行為は、以下の4項目に大別されます

#### 捏造〈ねつぞう〉

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

#### 改ざん〈かいざん〉

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

#### 盗用〈とうよう〉

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

#### 研究費の不正使用

故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容や、これに付した条件及び学内規則等に違反した使用・経理を行うこと（実態のない謝金・給与及び旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等）

このような不正行為が発覚した場合には、論文の修正・撤回、研究費の返納、申請資格の制限、懲戒処分、刑事告発を受ける場合があります。

## (2) その他の不正行為

### 論文等の二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

### 不適切なオーサーシップ

論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること

このような事例について、最高管理責任者が悪質と認めた場合、不正行為として取り扱うことがあります。

## (3) なぜ不正行為が起きるのか？

### 研究者サイド

研究費獲得のための結果が欲しい  
任期制・キャリアパスのため  
年度を越して研究費が保証されない  
精神的に追い込まれる  
罪の意識の希薄

### 指導者サイド

倫理的側面の無知・軽視  
論文を見る時間がない  
日々のチェック不足  
多人数の大学院生  
名誉欲

医学・歯学に関係する研究は、人類の健康と福祉に直接貢献する重大な責務を担っていることを各研究者が、高い倫理観のもとでの透明性と説明責任を自覚することが必須になります。本学では研究不正を未然に防ぐことは、本学教員、研究者自身を保護し、ひいては科学・学術の利益に通じるものであると考え不正防止に向けて、以下の取り組みを行っています。

## 1. 研究倫理教育の強化・周知

FDにおける教職員へのコンプライアンス・研究倫理教育  
大学院初期研究プログラムでの講義

上記プログラムにおいて、修士課程は必須。

博士課程においても単位化

eラーニング（コンプライアンス・研究倫理教育）の受講と誓約書の提出  
本ハンドブック31、32ページを参照して下さい。

## 2. 研究室における研究データの管理と閉鎖性の排除

研究データ、ノート等の10年間保管義務

博士課程大学院生の複数指導体制

研究者倫理の涵養

## 3. 研究不正に対する厳格な対応

研究不正に対して厳しい姿勢で臨むことで、不正を行うことの動機を  
控えます。

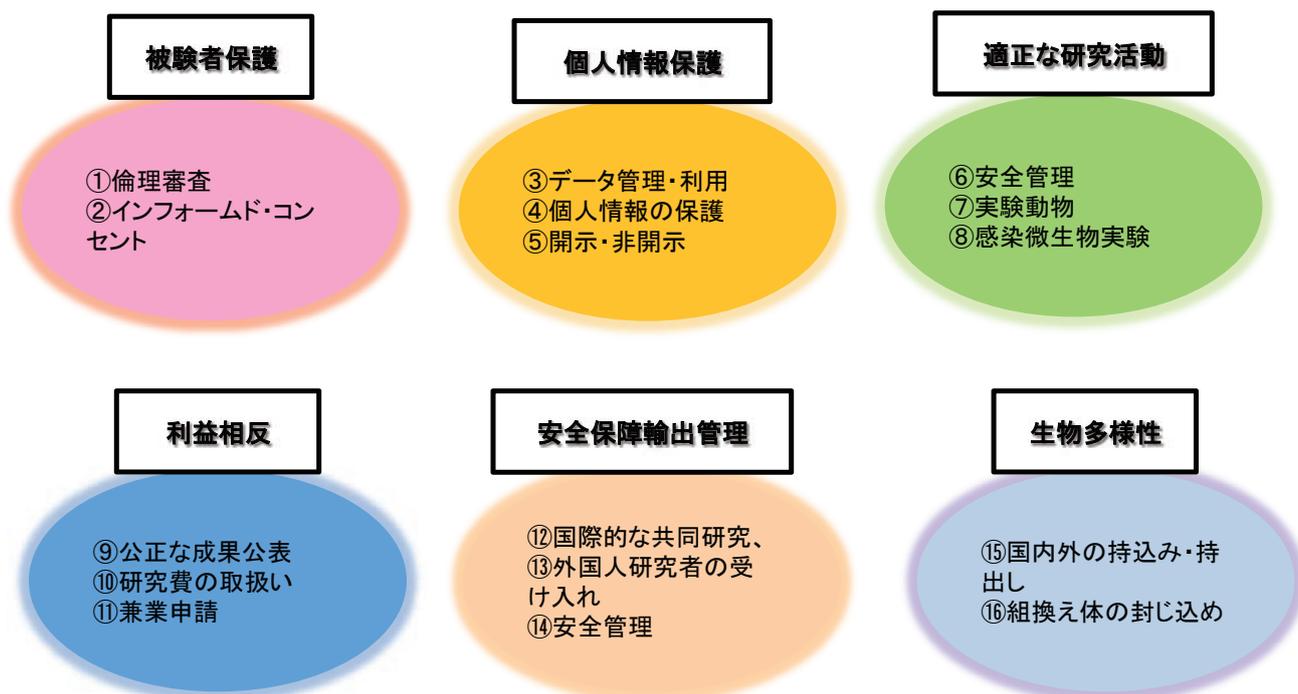
## 4. 通報者の保護と悪意に基づく通報の防止

ホームページでの告発の流れ

本ハンドブック17ページを参照して下さい。

## 5. 医歯学研究推進における倫理と不正行為

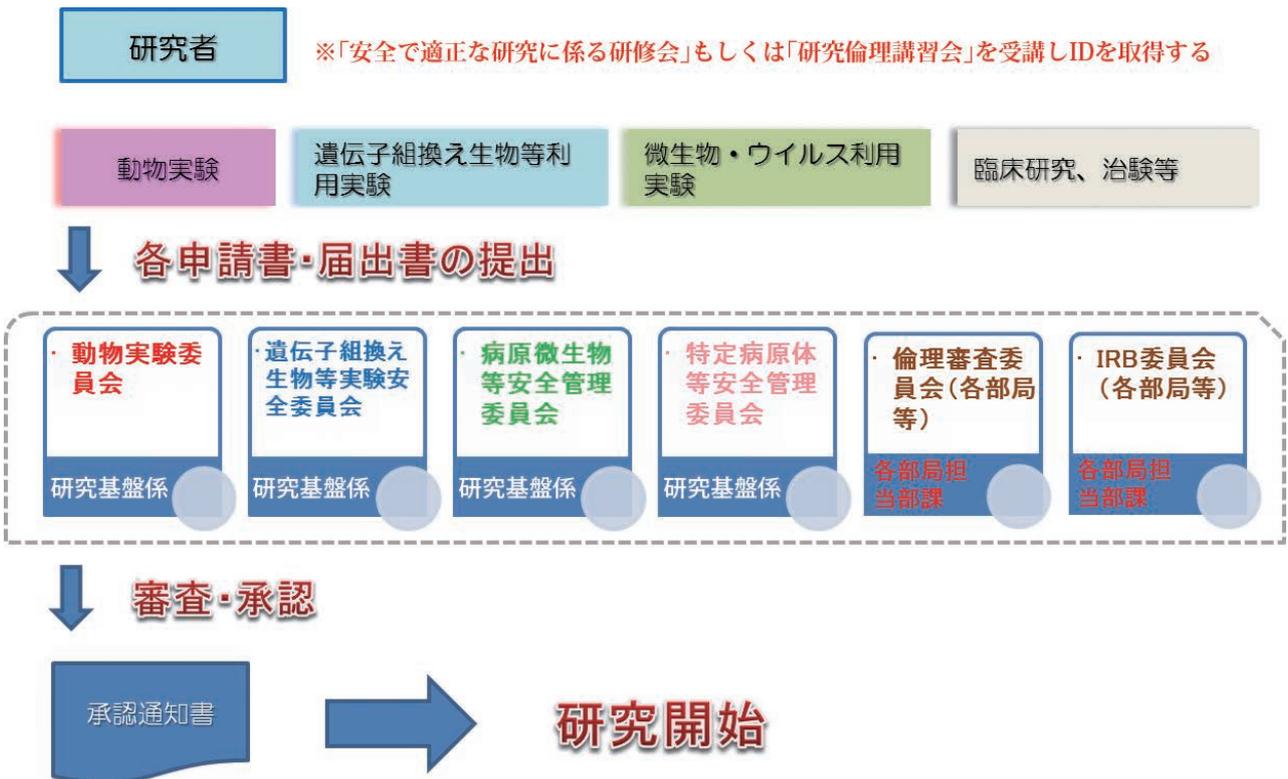
### (1) 医歯学研究推進における様々な倫理



上記に対し、各教員、研究者が自覚を持つことが必要です。これらに反する行動を行った場合は、不正行為とみなされます。そのため、東京医科歯科大学では《安全で適正な実験のための体制》や安全保障輸出管理、秘密情報管理、利益相反、ヒトを対象にした研究（臨床研究）に対しては《研究倫理審査体制》のほか、臨床研究にかかる利益相反について定めています。

## (2) 安全で適正な研究のための体系

本学で基礎研究を実施するためには、「安全で適正な研究に係る研修会」の受講と基礎研究IDの取得が必須となります。また、ヒト（試料・データを含む）を対象とする研究計画を実施するためには、同様に「研究倫理講習会」の受講と「受講証番号」の取得が必要です。



### ○講習会

講習会	有効期間
安全で適正な研究に係る研修会	3年度
実験動物センター利用ID取得セミナー	
研究倫理講習会	
RI取扱い講習	1年度

※無申請・無届け、無資格で研究を実施した場合には、研究不正とみなされ、処分を受けることがあります。

- ラジオアイソトープ (RI) の取り扱いについては、「ラジオアイソトープ取扱者に対する安全取扱講習会」を4月、10月に実施しています。また健康管理のために、保健管理センターで行う「放射線業務従事者健康診断」も受診する必要があります。通知をよく確認して下さい。
- 研究安全管理運営委員会は、研究者が安全かつ適正に研究を行うために、各種実験に係る安全管理の企画・調整を行っています。
- 実験によっては、複数の申請書類やMTA (Material Transfer Agreement) が必要になります。研究安全管理運営委員会では、安全で適正な研究に係る様々な質問 (質問フォームから) にメールでお答えしています。なお、MTAに関しては、本ハンドブック26ページを参照してください。

### (3) 臨床研究の研究倫理審査の体系

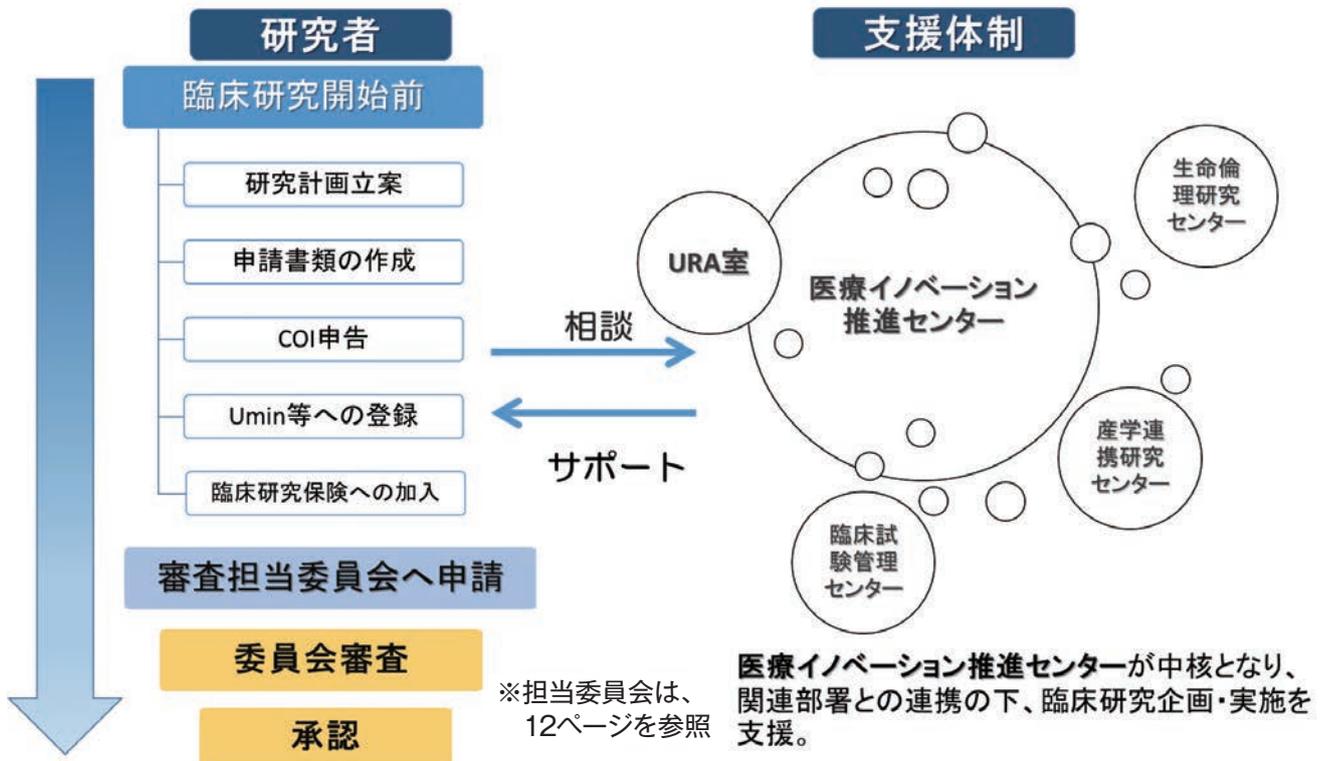
研究の種類	研究の内容・対象	適用法令等	審査委員会	申請窓口
治験	医薬品・医療機器・再生医療等製品の承認申請に関する研究	GCP	IRB	(医病) 臨床試験管理センター
介入研究 (通常の診療を超える行為を含む研究)	特定臨床研究 未承認・適用外の医薬品等の臨床研究 ・企業から資金提供を受けた医薬品等の臨床研究	臨床研究法	認定臨床研究審査委員会	
	臨床研究 ・特定臨床研究以外の薬物投与、穿刺・切開・放射線等照射、心的外傷に触れる質問等の行為を含む	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針	※臨床研究審査委員会	
	遺伝子治療研究	ex vivo 以外 ex vivo		遺伝子治療研究指針
	再生医療に関する研究	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	特定/ 再生医療等委員会	臨床研究審査委員会
	非侵襲的研究 ・体外診断薬 ・食事運動療法等 ・軽微な侵襲のみを含む研究	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針	倫理審査委員会 (医学部・歯学部教養部・生材研・難研)	
観察研究	診療情報等			医療イノベーション推進センター (電子申請)
フィールド研究	・疫学調査 ・アンケート調査			
ヒトゲノム・遺伝子解析研究	ヒトのゲノムや 遺伝子解析を含む研究	ヒトゲノム・遺伝子解析倫理指針	遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会	

臨床研究を行う場合には、一部の例外を除き、研究開始前に研究計画について倫理審査を受ける必要があります。研究開始後あるいは研究終了後に倫理審査を受けることはできません。

倫理審査委員会では、申請された研究計画等について、倫理的妥当性とともにも科学的妥当性について判断します。

※平成30年4月1日に臨床研究法が施行となったことから、特定臨床研究については全て認定臨床研究審査委員会で審査を受けることが必要になりました。

## (4) 臨床研究における各種申請手続き(サポート体制)

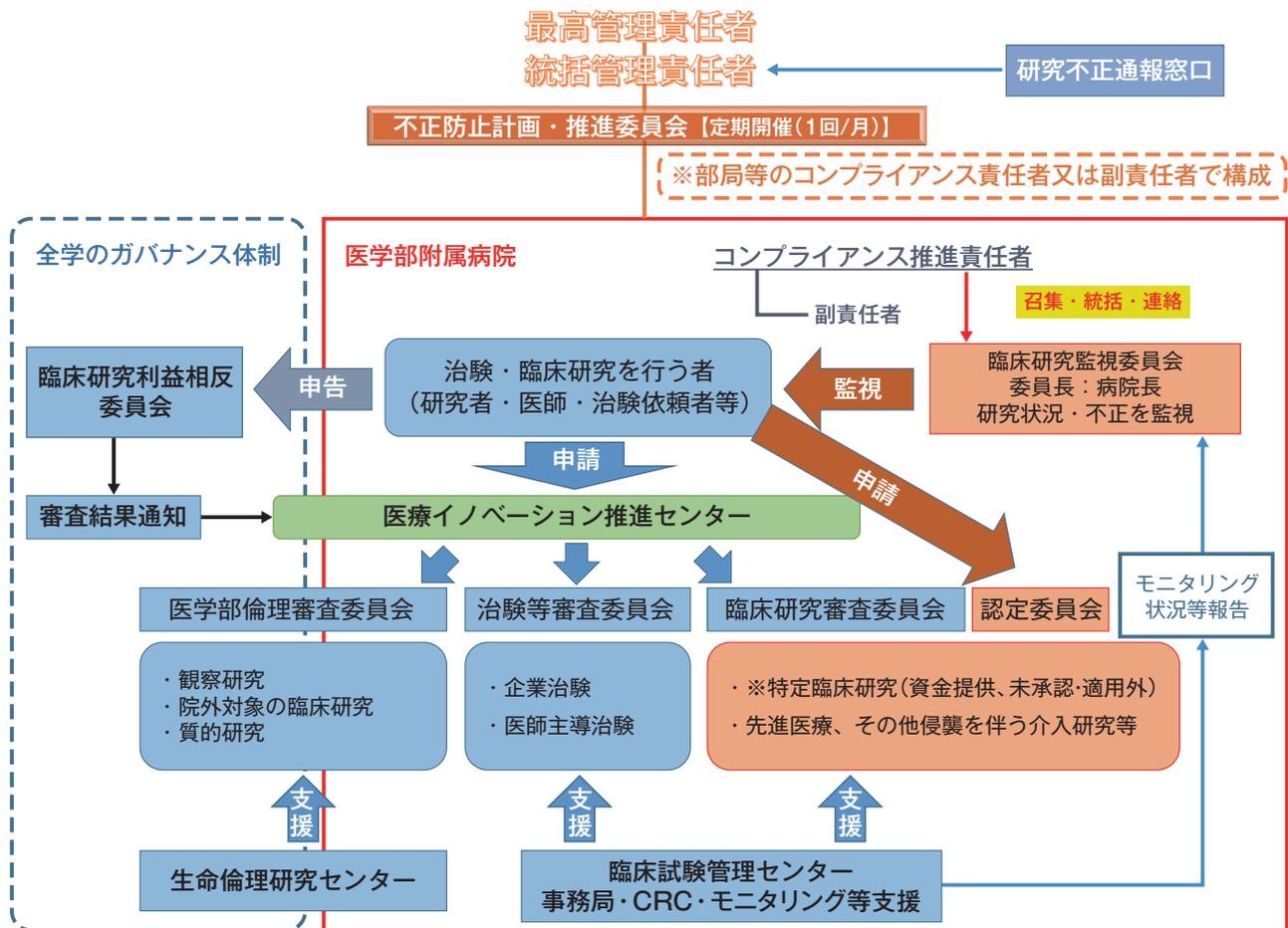


インフォームドコンセントが不要と考えられる臨床研究についても、倫理審査を受ける必要があります。

なお、患者さんから同意を得て発表する症例報告（1例報告）については、倫理審査を受ける必要がないとされています。

## (5) 臨床研究(医学部附属病院)におけるガバナンス体制

医学部附属病院では、全学の不正防止計画・推進委員会等のガバナンス体制の下、治験や臨床研究の実施に関するガバナンス体制を整えています。



※臨床研究法における特定臨床研究の利益相反管理については利益相反管理基準を作成し、研究全体の利益相反について管理計画を作り、当初計画を認定臨床研究審査委員会へ提出すること等が要請される。

## 6. 環境安全管理室

### 環境安全管理室の概要と業務

毒物及び劇物を含めた化学物質の入手から保管、使用、廃棄に至る管理を一貫した全学レベルで取り組んでいます。

#### 環境安全管理室の業務

##### 化学物質等の監視

- 「環境安全マニュアル」の研修
- 化学物質の在庫と保管場所のリスト化
- 化学物質の使用量の把握
- 化学物質管理の指導、定期的巡視

##### 化学物質等の取扱いの教育

- 「環境マニュアル」の研修
- 毒物・劇物・SDS・使用記録簿の巡視、指導
- 消防法での危険物の指定数量オーバー指導

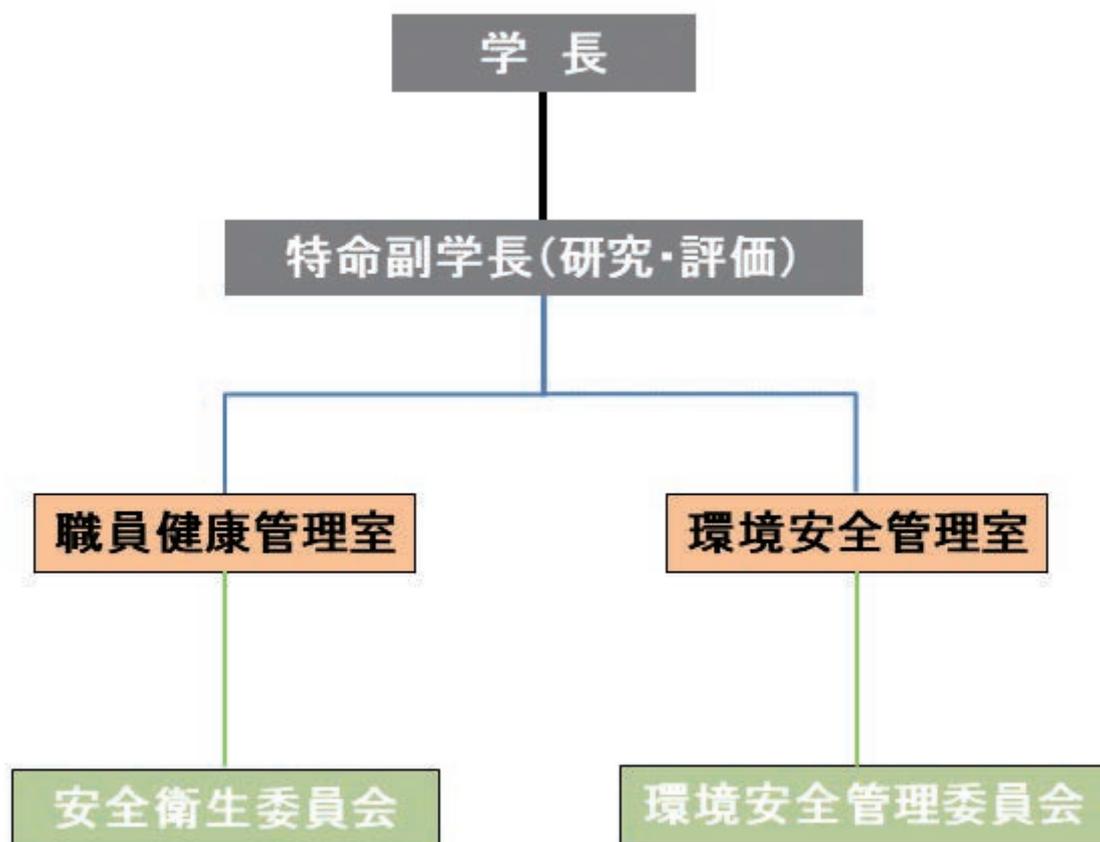
##### 実験系廃棄物の取扱いの教育

- 「環境安全マニュアル」の研修
- 廃液および廃棄薬品の学外搬出
- 排水基準値を超えた際の排出者の指導等

##### 化学物質による防災

- 化学物質による事故の把握
- 化学物質のヒヤリハット事例の情報蓄積
- 危機管理の関連部署と情報共有

## 《環境安全管理室と各委員会等の関係》

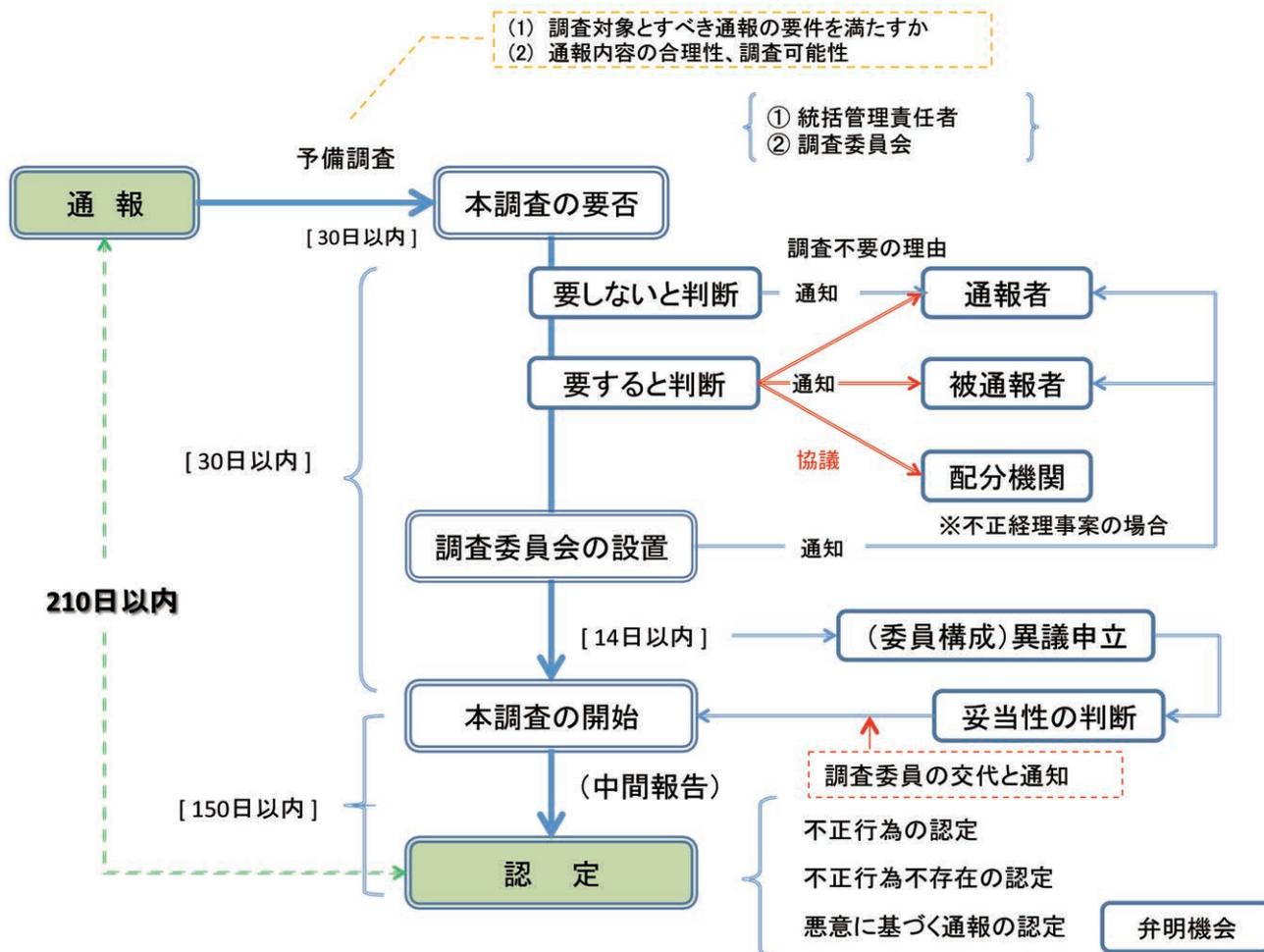


### 【問い合わせ先】

環境安全管理室 内線 5916 E-mail: [kankyo.adm@tmd.ac.jp](mailto:kankyo.adm@tmd.ac.jp)



時間軸を中心に図示すると、次図のようになります。



## (2) 不正と認定された場合

下記のような処分が行われることとなります。

1. 不正に受給（使用）した研究費の返還（有利息）
2. 悪質な場合は刑事告発
3. 本学の規則に基づく懲戒処分
4. 競争的資金の応募資格の停止

### (3) 競争的資金の応募資格の停止期間

「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ）」では、競争的資金において不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金及び他府省を含む他の競争的資金について応募資格を制限することとしています。

平成29年6月22日の改正により、以下のように応募制限が科せられることになりました。

【研究費の不正な使用等】		
研究費等の使用の内容等		相当と認められる期間
【不正使用】 私的流用	①個人の利益を得るための私的流用	10年
【不正使用】 私的流用ではないと認められる ケース	②社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	2～4年
	④②及び③以外のもの	1年
【不正受給】 採択過程の不正	⑤偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した場合	5年
【善管注意義務違反】	⑥不正使用に直接関与していなくても、善管注意義務に違反して使用を行った場合	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、 上限2年、下限1年

※以下の場合には、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する

- ・②～④において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・⑥において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

### 【申請資格又は参加資格の制限期間】

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	①研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	②不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年	
③①及び②除く不正行為に関与した者			2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為にあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※文部科学省の競争的資金ばかりでなく、他省庁の競争的資金についても応募資格を失うことになります。

※不正経理、不正行為ともに当該研究者のみならず、共同研究者や研究指導者にまで処分が及ぶことになります。さらに、部局や研究機関全体の研究が一定期間停止することもあります。

## (4) 不正行為の防止に関する対応窓口

本学における研究活動上の不正行為に関する通報、相談（通報にまで至らない段階の相談）の窓口は次のところで受け付けています。

### 【研究不正防止計画・推進部署（統合研究機構）】

〒113-8510 東京都文京区湯島一丁目五番地45号

電話：03-5803-5024（FAX共通、受付時間：平日8:30～17:15）

E-mail: warning.adm@tmd.ac.jp

### 【通報・相談の方法】

1. 書面【FAX及び電子メールを含む】を上記窓口に提出または、電話もしくは面談により行ってください。
2. 通報は原則顕名によるものとし、次のことを必ず明示してください。
  - ・不正行為を行ったとする職員等の氏名、又はグループ等の名称
  - ・不正行為の具体的内容
  - ・行為内容を不正とする科学的合理的根拠

また、本学の相談窓口とは別に文部科学省においても、文部科学省の競争的資金に係る研究活動の不正行為及び、研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口を以下のとおり設置しています。

### 【文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話番号 03-5253-4111（内線：3827、3862、3826）

電子メール [kenkyuhi@mext.go.jp](mailto:kenkyuhi@mext.go.jp)

※お問い合わせは、可能な限り電子メールでお願いします。また、氏名、所属、連絡先を明記してください。

※電話による受付時間は、平日9時30分～18時30分です。

## 8. 研究費の適正な執行

### (1) 研究費の種類について

研究費とは、研究の遂行に必要なお金です。研究費は以下の5種類に大きく分類され、これらはそれぞれ研究費の種類ごとに守るべきルールが違い、さらに受託研究費や補助金などは事業ごとにルールが異なります。国民の税金を原資とする公的研究費のほか、企業からの寄附金や受託研究であっても、ステークホルダーに対する説明責任を果たす必要がありますので、ルールについてよく理解したうえで執行してください。

研究費の種類	ルールの種類	研究種別 (例)
補助金	① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、研究者使用ルール(補助条件) ② 会計規則などの学内規程	(学術振興会) 科研費、(厚労省) 科研費
受託研究費 (一部の共同研究)	① 契約書 各事業のマニュアル ② 会計規則などの学内規程	JSTのCREST、さきがけなど 文科省委託研究、AMEDの 委託研究など
共同研究費	① 契約書 ② 会計規則などの学内規程	企業等との共同研究 ジョイントリサーチ講座
寄附金*	① 寄附目的、寄附条件 ② 会計規則などの学内規程	企業・個人等からの寄付金 寄附講座
運営費交付金	① 会計規則などの学内規程	学内で配分する、基盤研究 費

企業や研究助成団体等から、直接、研究助成金の交付を受けた場合には、必ず本学への寄附手続きを行ってください。手続きをせず研究助成金の個人経理を行った場合には、不適切な経理処理として処分の対象になり得ます。

受託研究費、共同研究費、及び補助金は、計画書や契約書に記載の研究（事業）のために特化したものであり、その使用は、当該事業の遂行上、直接的

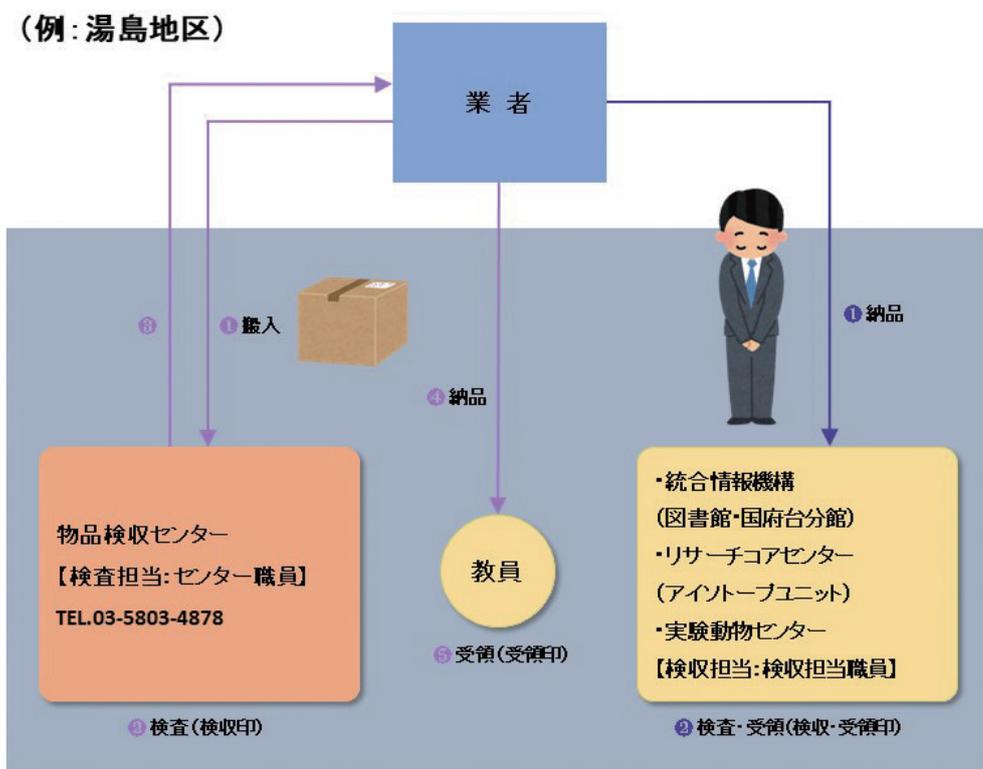
に必要な支出に限られます。そのため、一般的な寄附金や運営費交付金よりも、その研究費使用には厳しいルールがあります。

## (2) 研究費の執行ルール

研究不正防止計画・推進部署では、財務部や総務部、各部局事務部等と協力して、研究費により消耗品や備品の購入、出張費や研究支援員等を雇用する際の手続きや留意事項、不正となる事例などについて説明を記載したガイドブック（『研究費執行ガイドブック』）を作成しています。この「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」と合わせて活用するよう、お願いいたします。

## (3) 物品検収センター

研究費の不正使用防止の観点から、物品検収センターを設置しています。物品検収センターの検査を受けていない物品は、不適切な調達と判断します。



※その他の地区及び詳細は、「物品検収センターによる納品検査手引き (<http://www2.tmd.ac.jp/cmnn/keiri/buppinkensyucenter.pdf>)」を確認してください。

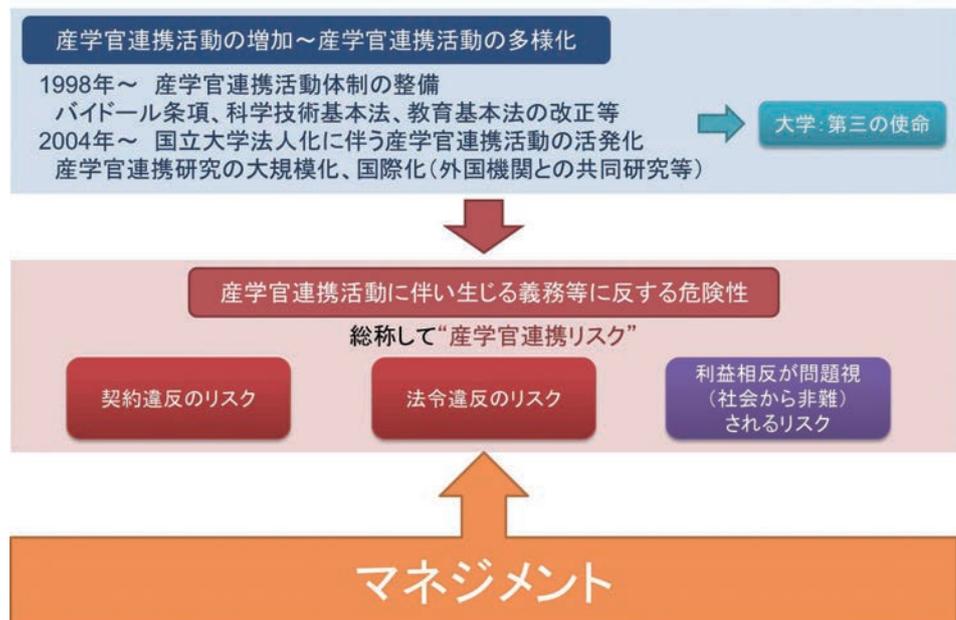
## 9. 産学官連携リスクマネジメント

### (1) 産学官連携リスクマネジメントとは

産学官連携活動を実施する際、共同研究・受託研究・秘密保持・ライセンス等多様な契約が締結されます。契約はひとたび締結した以上、内容を守る義務が発生します。また、研究活動、産学官連携活動を実施する際に、遵守すべき法律も数多く存在します。それら契約や法律に違反した場合、民事上の責任あるいは刑事上の責任が問われる危険性があります。さらに、営利を目的に事業展開する産業界（企業）と、真理の探求や社会への貢献を目的に活動する大学が共同して行う産学官連携には、利益相反が生じるといわれています。そこで産学官連携活動を実施する際は、マネジメントを通じて健全な活動を担保し、透明性を高めるための利益相反マネジメントが必須とされています。契約違反のリスクや法令違反のリスク、または利益相反が問題視されるリスク

を、産学官連携リスクと定義付け、研究活動または産学官連携活動を実施する上で必要な契約の基礎知識、法令、利益相反マネジメントについて紹介します。

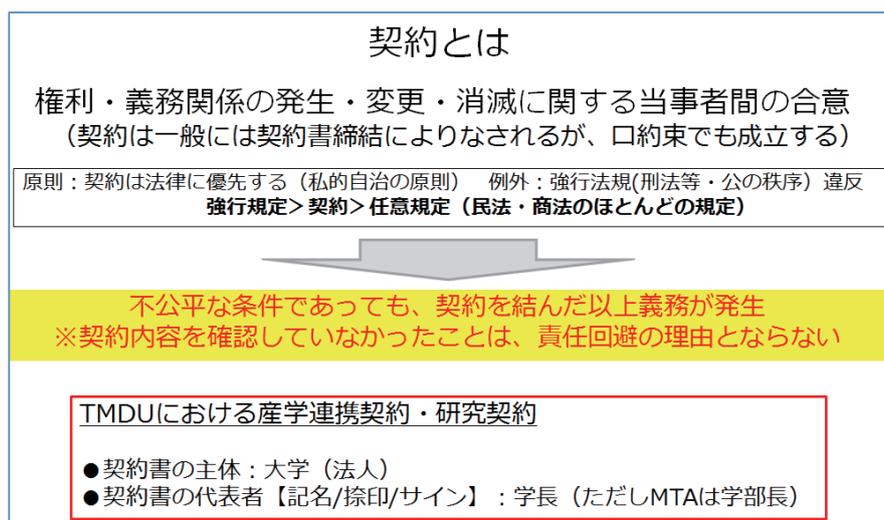
### 産学官リスクマネジメントの必要性



## (2) 契約遵守

契約とは、権利・義務関係の発生・変更・消滅に関する当事者間の合意です。不公平な条件であっても、契約を結んだ以上義務が発生する為、契約内容を確認していなかったことは責任回避の理由とはなりません。契約の主体は自然人でも法人でも可能ですが、本学では、大学の活動として締結される契約の主体は大学とし、署名者・押印者は原則学長（※MTAは所属部局長）としています。

※大学の活動に関して個人で契約を締結し、万が一契約義務違反に基づく損害賠償義務が問われた場合、個人で責を負う可能性もありますので、十分ご注意ください。



### (3) 連携の制度・契約の種類

本学では、外部機関（企業・研究機関等）との研究活動や連携活動に対し、相互が望む最適な関係が構築できるよう、多様な契約制度を用意しています。契約形態の選択、契約条件の交渉については産学連携研究センターが担当し、契約の事務手続は統合研究機構事務部が担当する分業体制により、効率的な契約締結を目指しています。

#### —各種契約—

※各項目については産学連携研究センターウェブサイトをご覧ください。

産学連携研究センター Webサイト<http://www2.tmd.ac.jp/tlo/gakunai/support/index.html>

共同研究制度	共同研究制度とは、企業等の外部機関から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受入れ、本学の教員と民間等外部機関の研究者とが対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことにより、優れた研究成果が生まれることを促進する制度です。
受託研究制度	本学において、企業等から委託を受けて本学の教員が業務として実施する研究で、その成果を委託者へ報告する制度です。研究に要する経費は委託者に負担していただくこととなります。
ジョイントリサーチ講座設置契約	研究機関又は企業等の学外機関からジョイントリサーチ講座の運営のための経費を受入れ、及び必要に応じ研究者を本学に受入れることにより、本学と学外機関が協力し、特定の研究内容について一定期間継続的に協働して研究を行い、もって本学における研究の進展及び充実を図ることを目的として設置された仕組みです。
学術指導契約	企業等の外部機関から委託を受け、本学の職員がその教育・研究及び技術上の専門的知識に基づき指導及び助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するもので、当該支援に要する経費を委託者に負担していただき本学の職員が本務の一環として指導（学術指導）を行うものです。
秘密保持契約	未公開の研究情報・成果等を外部機関へ開示、或いは相手方から秘密情報を受ける際に交わします。例として、共同研究の可能性を検討する場合に秘密保持契約書を結び、互いの情報を交換します。
ライセンス契約	特許等の知的財産権を企業等の外部機関に利用させることを許諾し、大学が対価を受けることを定めた契約書です。
MTA (Material Transfer Agreement)	マテリアルトランスファーから生じる当事者間の権利・義務を定めた契約書です。 ※マテリアルトランスファーとは・・・ 細胞等、研究成果物であるマテリアルを他の研究者（外部機関）から受領、又は他の研究者へ提供すること
共同出願契約	企業等の外部機関と共同で特許出願を行う際、持分や出願費用の負担、また管理担当等について取り決めた契約書です。

## (4) 法令遵守

産学官連携活動を行う際、遵守すべき法律、条約が存在する場合があります。関連する場合は、確認のうえ適切に対応してください。

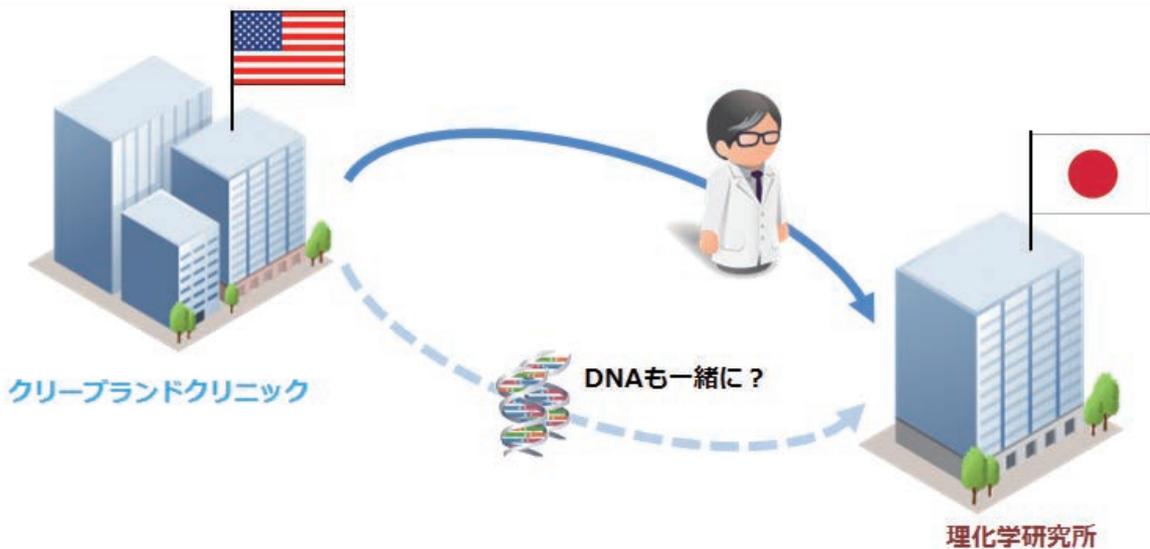
〈例〉

### ■不正競争防止法（営業秘密の取扱い）

相手方から開示された秘密情報を漏洩した場合、5年以下の懲役、又は500万円以下の罰金が科されることがあります。

1999年7月オハイオ州のクリーブランドクリニックに勤務していた日本人研究者Aは理化学研究所に移籍が決まった際、カンザス州立大学勤務であった日本人研究者Bと共謀し、アルツハイマー病の原因となる遺伝子に関するDNAを無断で日本に持ち帰ったとし、米国は両研究者を産業スパイ法違反の罪で起訴した。（1名逮捕、1名身柄引渡請求）

企業秘密（DNA）を不正に入手し外国政府の利益（理化学研究所＝国の研究所）を図ったとの容疑



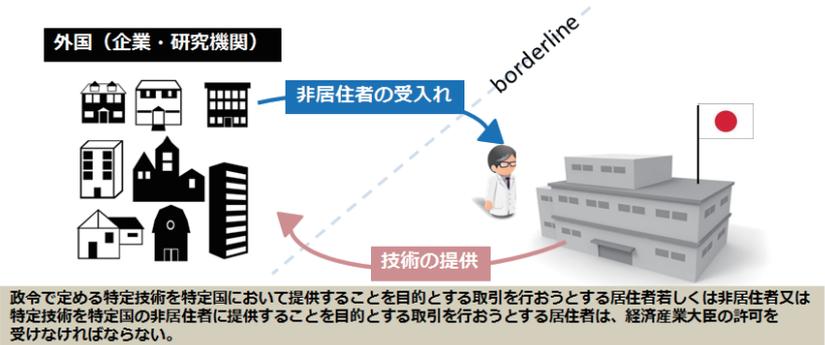
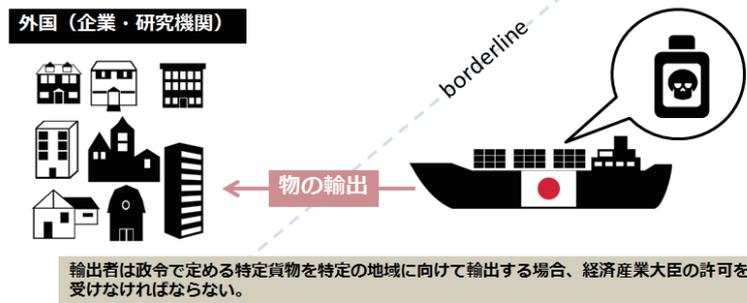
### ■外国為替及び外国貿易法（安全保障輸出管理）

大量破壊兵器・通常兵器の開発等に転用できる技術の輸出を規制する法律で、違反すると最大10年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金が科されることがあります。

対外取引であるか否かについては、地理的な観点（外国に対する技術提供か否か）、人的な観点（非居住者に対する技術提供か否か）の双方か

ら判断し、その両方或いはいずれか一方に該当すれば規制対象となる対外取引となります。

【※詳しくは、別に作成している「安全保障輸出管理ハンドブック」を参照してください。】



## ■生物多様性条約(CDB)

本条約は（１）生物多様性の保全（２）生物多様性の構成要素の持続可能な利用（３）遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的とした条約です。遺伝資源に対する保有国の主権的権利を認めるとともに、遺伝資源を利用する際には当該資源の提供国の事前同意書（Prior Informed Consent：PIC）を得ること、遺伝資源の利用から生じる利益は相互に合意する条件に基づき資源提供国にも公正・公平に配分することを定めています。

生物遺伝資源にアクセスする際の留意点については経済産業省及び財団法人バイオインダストリー協会作成の「遺伝資源へのアクセス手引」をご参照ください。



[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/bio/Seibutsukanri/identshigenaccess.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seibutsukanri/identshigenaccess.pdf)

## (5) 利益相反マネジメント

利益相反（COI）とは、具体的には、外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を言います。

公正かつ適正な判断が妨げられた状態としては、データの改ざん、特定企業の優遇、研究を中止すべきであるのに継続する等の状態が考えられます。

（注1）責務相反とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本務における判断が損なわれたり、本務を怠った状態になっている、又はそのような状態にあると第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。

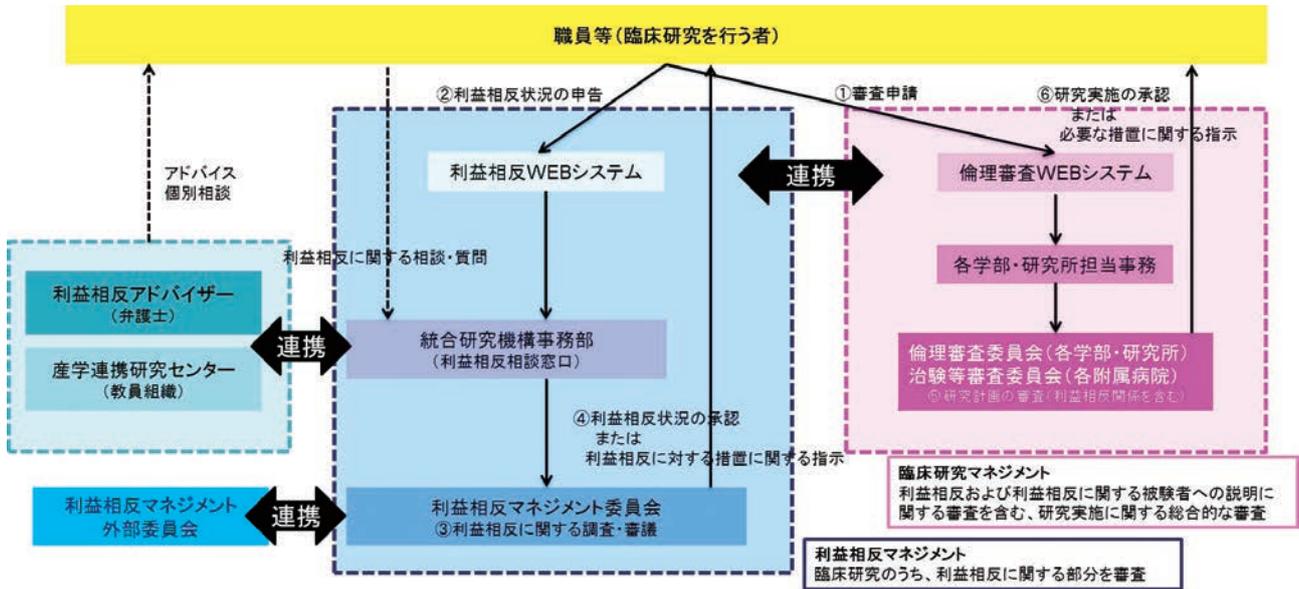
出典「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest : COI)の管理に関する指針」（一部改変）

本学の研究者（教員及び研究員）は年1回自身の利益相反状況について申告することになっており、企業との産学連携活動等の状況が規則に定める一定の基準に当てはまる場合には、当該企業との産学連携活動等の内容や個人的な経済的利益の状況について申告しなければなりません。また、年1回の定期申告後に申告の事由が発生した際には随時申告を行う必要があります。

また、こうした定期的な申告とは別に、臨床研究を実施する際には当該研究を実施する各研究者が利益相反自己申告をしなければなりません。また厚生労働省科学研究費や日本医療機器開発機構（AMED）からの研究費を申請する際にも、利益相反自己申告が必須条件になっています。

【※詳しくは別に作成している「利益相反マネジメントハンドブック」を参照してください。】

【臨床研究に係る利益相反マネジメント体制（WEBシステムは今後導入予定）】



## 10. eラーニング(コンプライアンス・研究倫理教育)の受講と誓約書の提出

本学では、国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範において、「全ての構成員は、公的研究費の運営・管理を含む研究活動に関する研修・説明会等に積極的に参加し、関係法令、学内諸規則等の知識習得やルールを理解に努め、これを遵守する。」と決めました。

また、国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則では、コンプライアンス・研究倫理教育を受講した者から、不正行為を行わないこと、規則に反して不正行為を行った場合は本学や配分機関からの処分・法的な責任を負担すること等を明記した誓約書の提出を義務付けています。

### eラーニングによるコンプライアンス・研究倫理教育

#### 1. 教材：APRIN eラーニングプログラム(CITI Japan)

※例外として、研究分野によっては、独立行政法人日本学術振興会が提供するeラーニングプログラムの受講をもって、本プログラムを受講したものと見なすことがあります。

学内一斉メール等にて案内をしますので、確認のうえ受講して下さい。

#### 2. 対象者：研究活動に携わる全ての構成員（教員・研究者のほか、研究支援員、技術補佐員、事務担当者などを含む）

※修士課程大学院生はカリキュラム上、履修します。

#### 3. 受講単元：職種（教員・研究者、研究補助者、事務職員等）に応じて、受講する単元を設定します。

4. 受講期限：学内一斉メール等にて案内  
ユーザー名、パスワードは 統合研究機構事務部 から上記案内にて通知予定  
アクセス：<https://edu.aprin.or.jp>  
※インターネット接続環境ならどこからでも受講できます。

### 誓約書の提出

1. 対象者：公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（本学の研究活動に参画する者、公的研究費に応募する者、研究関連事務担当者）  
大学院生も対象とします（既に提出している学生は除く）。
2. 提出先：所属する総務担当部署（総務課、事務部）
3. 提出期限：速やかに提出すること。  
（全学FDや部局FDの際にご提出いただいても結構です）
4. 書式：巻末に掲載
5. 氏名は自署とし、原本を提出願います。

## 11. Q and A

研究活動上の不正行為に該当するか、代表的な問い合わせ内容と回答例を記載しましたので参照してください。

	問い合わせ内容	回答内容
01	同じ細胞の写真を別の論文上で、違う写真として使用した。	実験を行っていないため、捏造に相当します。また、著作権の侵害になる可能性もあります。
02	電気泳動写真を、Photoshop上で反転させて、違う写真として使用した。	実験を行っていない実験で流用しているため、捏造・改竄に相当します。
03	自分にとって得られたデータが好ましかったので、1回の結果を論文に記載した。	複数回の実験により整合性をとっていないため、改竄に相当します。
04	複数回の実験データのうち、都合のいいデータのみを論文に記載した。	複数回の実験により整合性をとっていないため、改竄に相当します。
05	有意差が得られないため、都合の悪いデータを削除して有意差検定して、論文に記載した。	複数回の実験により整合性をとっていないため、改竄に相当します。
06	他人の論文の文章をコピーして論文に使った。	他人の文章をコピーしているため、盗用に相当します。また、著作権の侵害になる可能性もあります。
07	バックグラウンドが高かったのでPhotoshopを使って真正でないものに加工して、論文に記載した。	データの改竄に相当します。
08	指導者が、いくつかの結果のうち、好ましいものを論文に記載した。	データの改竄に相当します。
09	自己判断で、倫理審査委員会を通さず、臨床研究を行った。	研究倫理上問題がある行為と見なされます。

	問い合わせ内容	回答内容
10	被験者から同意を得ずに研究用の試料を取得した。	生命倫理・研究倫理上問題のある行為と見なされます。
11	国外の大学から譲与された細胞や動物を他の研究者にあげた。	許可無く分与した場合は、MTAの契約違反行為と見なされます。
12	研究協力者などに支払う謝金について、実際より多い作業時間を報告し、大学に請求した。	研究費の不正使用に相当します。
13	研究室等の維持・運営に必要な経費に充てるため、学生などに実態のない謝金を支払い、これを返還させ、当該経費に使用した。	研究費の不正使用に相当します。
14	他の機関から旅費を受領したにもかかわらず、大学に同じ旅行の費用を請求し、2重に旅費を受領した。	研究費の不正使用に相当します。
15	格安チケットを購入したにも関わらず、業者に正規運賃の見積書・請求書を依頼して旅費を受領した。	研究費の不正使用に相当します。
16	研究費が余ったため架空の発注を行い、支払われた研究費を業者に預けて翌年度以降に物品等を納品させた。	研究費の不正使用に相当します。
17	業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ研究資金を支払わせ、支払われた代金を預け金として管理させた。	研究費の不正使用に相当します。

研究費執行の基本的ルールについては、『研究費執行ガイドブック』に詳しく記載しています。こちらを参照してください。

## 12. 行動規範と不正行為防止規則

### 国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範

平成19年10月16日 制定

東京医科歯科大学は、幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の養成、自己問題提起、自己問題解決型の創造的人間の養成、国際性豊かな医療人の養成を教育理念に掲げている。その理念は、社会貢献に対する高い意識と良識に基づく教育・研究活動によってのみ成されるものである。

研究活動とは、先人の業績を踏まえ、自分自身のなした結果より新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為であり、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に研究を進めることが求められている。研究活動における不正行為は、科学者全体の信頼を大きく損なう恐れがあるとともに、正義と誠実さに基づく科学の発展を阻害し、社会的信頼を著しく傷つけるものであり、許されるものではない。

本学における医学・歯学に関係する研究は、人類の健康と福祉に直接貢献する重大な責務を担っており、それぞれの研究活動について研究者が、高い倫理観のもとでの透明性と説明責任を自覚することは当然である。以上のことを踏まえ、教員、研究者のほか研究支援員や事務職員等、公的研究費の運営・管理を含む研究活動に関わる全ての構成員（以下「全ての構成員」という。）が守るべき研究活動における倫理と行動の規範をここに定める。

この倫理と行動の規範は、「科学者の行動規範について」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改訂；日本学術会議）に呼応して、策定したものである。

#### I. 研究者の責務

(研究者の責任)

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、

科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

3. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4. 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

## II. 公正な研究

(研究活動)

7. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び本学の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10. 研究者は、他者の成果を適切に評価・批判すると同時に、自らの研究に対する評価・批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

### Ⅲ. 社会の中の科学

(社会との対話)

11. 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

12. 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13. 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

### Ⅳ. 法令の遵守等

(法令の遵守等)

14. 全ての構成員は、公的研究費の運営・管理を含む研究活動に関する研修・説明会等に積極的に参加し、関係法令、学内諸規則等の知識習得やルールを理解に努め、これを遵守する。

(公的研究費の適正使用)

15. 全ての構成員は、公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚する。

(事務職員の責務)

16. 事務職員は、本学の研究活動の特性等を理解し、専門的知識・能力をもって公的研究費の適正な執行を確保する。

(相互連携)

17. 全ての構成員は、相互に連携を取り、研究活動上の不正行為（研究費の不正使用を含む。）を未然に防止するよう努める。

## V. その他

(差別の排除)

18. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

19. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

この行動規範は、平成19年10月16日から施行する。

附 則（平成26年 9月24日改正）

この行動規範は、平成26年10月1日から施行する。

# 国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則

(平成 27 年 1 月 22 日)  
(規則 第 7 号)

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下、「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止については、関係法令、各種研究不正等に関するガイドライン及び国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る 行動規範（以下「行動規範」という。）に定めるもののほか、この規則に基づき取り扱う。

(対象とする不正行為)

第 2 条 この規則の対象とする研究活動は、本学で行われる全ての研究活動（研究費の運営・管理を含む。以下同じ。）であり、この規則の対象とする不正行為は、次のとおりとする。

- (1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等
  - (2) 研究費の不正経理（不適切な経理を含む。以下同じ。）
- 2 前項に規定する不正行為以外に、研究倫理からの著しい逸脱行為であって、研究活動における不適切な行為（論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ等）として対応が必要であると最高管理責任者が判断したものについては、前項に規定する不正行為に準じて対応することができる。
- 3 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
  - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
  - (4) 研究費の不正経理 故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容や、これに付した条件及び学内規則等に違反した使用・経理を行うこと（実態のない謝金・給与及び旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等）。
  - (5) 論文の二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
  - (6) 不適切なオーサーシップ 論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること。

## 第 2 章 不正行為を防止するための体制

(行動規範)

第3条 本学に所属する全ての構成員（教員、研究者のほか研究支援員や事務職員等、研究活動に関わる全ての構成員をいう。以下同じ。）は、行動規範を遵守しなければならない。

（責任体制）

第4条 本学において行われる全ての研究活動に対しては、学長が最高管理責任者、学長の指名する理事が統括管理責任者、各部長等がコンプライアンス推進責任者として、不正行為を防止するための対策（以下「研究不正防止対策」という。）を策定・推進し、不正行為への対応を行う。

2 この規則において、部局長とは、別表に定める者をいう。

3 最高管理責任者は、行動規範及びこの規則を策定・周知するとともに、本学に所属する全ての構成員に遵守させるために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対して、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 統括管理責任者は、研究不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号の責任を負う。

（1）自己の管理監督する部局等における研究不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。

（2）不正防止を図るため、部局等内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス・研究倫理教育（研究費の使用ルールやそれに伴う責任、研究者に求められる倫理規範、どのような行為が不正行為に当たるのか等を理解させるための教育）を実施し、受講状況を管理監督する。

（3）自己の管理監督する部局等において、構成員が、適切に研究活動を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

6 第1項に規定する各責任者は、それぞれの管理監督責任を十分理解しなければならない。管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、懲戒処分等の対象となることがある。

7 第1項の責任体制は、学内外へ広く周知する。

（コンプライアンス推進副責任者）

第5条 コンプライアンス推進責任者は、部局等の状況に応じてコンプライアンス推進に係る副責任者を複数置き、前条第5項の責任を分担させることができる。この場合、研究費の管理・執行に関しては、事務職員を副責任者に指名することを妨げない。

2 コンプライアンス推進責任者は、前項の副責任者を任命した場合、統括管理責任者に報告しなければならない。

（不正防止計画・推進委員会）

第6条 最高管理責任者の下に、本学の研究不正防止対策を審議するため、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者のうち統括管理責任者が指

名する者で構成する、不正防止計画・推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

（研究活動不正防止計画・推進部署）

第7条 最高管理責任者の下に、研究活動不正防止計画・推進部署（以下、「推進部署」という。）を置き、統合研究機構事務部をもって充てる。

2 推進部署は、委員会の決定に従い、研究不正対策を推進するための事務処理を行う。

3 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、推進部署と連携し、不正防止に努めなければならない。

4 推進部署は、監査室と密接な連絡を保ちつつ、監査室の内部監査を受けるものとする。

（研究活動不正防止計画）

第8条 委員会は、研究活動不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を定め、学内外に周知しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正防止計画を着実に実施しなければならない。

3 不正防止計画の実施にあたり、統括管理責任者及び推進部署は大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

4 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する部局等において不正防止計画を推進する取組を行うとともに、取組状況を統括管理責任者に報告しなければならない。

5 統括管理責任者は、不正防止計画の本学全体の実施状況を最高管理責任者に報告する。

6 委員会は、コンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、定期的に不正防止計画の見直しを行う。

（コンプライアンス・研究倫理教育）

第9条 コンプライアンス推進責任者は、当該部局内で行われる研究活動に関わる全ての構成員に、行動規範や本規則の内容及び具体的な不正行為事案を含め、コンプライアンス・研究倫理教育を実施する。

2 前項のコンプライアンス・研究倫理教育は、定期的に受講させなければならない。

3 第1項のコンプライアンス・研究倫理教育は、研究者、事務職員等、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努めるほか、研究活動に関わるリサーチアシスタント等やその他の学生等にも広く周知し、及びその内容を定期的に見直し、更新した内容で実施する。

4 コンプライアンス推進責任者は、第1項のコンプライアンス・研究倫理教育の受講状況及び理解度について把握に努める。

（誓約書）

第10条 コンプライアンス推進責任者は、前条のコンプライアンス・研究倫理教育の際に受講した者から、不正行為を行わないこと、規則に反して不正行為を行った場合は本学や配分機関からの処分・法的な責任を負担すること等を明記した誓約書（様式1）の提出を求める。

- 2 学長は、誓約書の提出がなければ、各種実験計画書や競争的資金等の申請、研究計画調書等を受理しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、新規採用者、転入者、大学院新入生等については、その都度、誓約書の提出を求める。

(研究データの保存、開示)

第11条 本学の教員、研究者、大学院生（以下「研究者等」という。）は、行う研究内容を、実験・観察ノートに記録を取らなければならない。

- 2 研究者等は、前項の実験・観察ノートを、論文等により当該研究成果を発表した後、10年間保存しなければならない。ただし、その間に当該研究者等が本学の所属を外れる場合は、教育研究分野長（以下「当該分野長」という。）は当該実験・観察ノートの写しを保存しなければならない。
- 3 研究者等及び当該分野長は、前項の実験・観察ノート又はその写し等、論文の根拠となるデータを、最高管理責任者の求めに応じ開示しなければならない。

(事務処理手続に関するルール)

第12条 推進部署は、本学における研究不正防止対策や行動規範、不正行為防止体制、研究費に係る事務処理手続に関するルールについて、研究安全管理室、調達担当課、人事課等の関連部署の協力を得て、全学で統一したガイドブックを作成する。

- 2 前項のガイドブックは、必要に応じて見直し、改定しなければならない。
- 3 第1項のガイドブックは、本学で行われる全ての研究活動に関わる全構成員に周知する。

## 第3章 不正行為への対応

### 第1節 通報の受付等

(通報窓口)

第13条 本学における研究活動の不正行為に関する通報又は相談を学内外から受け付けるため、推進部署に通報窓口を置く。

- 2 通報窓口の名称は、研究不正通報・相談窓口とする。
- 3 前項の受付窓口は、書面、電話、電子メール、面会等による通報を受けられるよう、住所、電話番号、電子メールアドレスを学内外に公表・周知しなければならない。

(通報の受付)

第14条 推進部署は前条の通報窓口で通報を受けた場合、速やかに統括管理責任者に報告する。

- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者へ報告したうえで、被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者へ連絡する。ただし、コンプライアンス推進責任者が被通報者である場合には、当該通報に関するコンプライアンス推進責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り扱う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、統括管理責任者が被通報者の場合には推進部署は最高管理責

任者に報告し、当該通報に関する統括管理責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り扱う。

- 4 通報が他の研究機関等が調査を行うべき内容であった場合は、通報窓口は通報を該当する研究機関等へ回付する。また、他の研究機関等から回付されてきた通報は、本学に通報があったものとして前3項のとおり取り扱う。
- 5 学会等の科学コミュニティ、報道又は会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合（インターネット上での指摘を通報窓口が確認した場合を含む。）は、通報があったものとみなし、第1項、第2項及び次条第2項に準じて取り扱う。この場合、指摘を受けた者は、速やかに通報窓口に連絡するものとする。
- 6 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談については第1項及び第2項に準じて取り扱う。また、連絡を受けたコンプライアンス推進責任者は、内容に相当の理由があると判断した場合には、被通報者に書面にて警告を行う。
- 7 書面による通報等、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報者に受付けたことを通知する。

（通報者・被通報者の取扱い）

第15条 通報を受けた通報窓口担当者等、通報内容、通報者の秘密を守らなければならない。

- 2 予備調査及び本調査を行う場合は、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び本通報に係る調査委員等をいう。）以外に漏えいしないよう、調査関係者は秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。
- 4 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。
- 5 最高管理責任者は、誹謗中傷等から被通報者を保護する方策を講じる。

## 第2節 通報に対する調査体制・方法

（調査対象とすべき通報の要件）

第16条 悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、また、必要に応じて調査への協力を求めるため、次の各号に合致する通報（学会等の科学コミュニティ、報道又は会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合を含む。）を調査対象とする。

- （1）原則として、通報者の氏名等を明らかにして行う通報であること。
- （2）不正行為に関与した者（研究者、業者等）、不正が行われた時期（事業年度等）、不正行為の態様等、事案の内容等、調査対象が特定できること。
- （3）不正とする合理的な根拠が示されていること。

- 2 匿名による通報等、前項の要件を全て満たさない通報であっても、可能な限り調査対象とする。
- 3 当該通報が研究費の不正使用等に関するものであった場合、会計書類の保存年限を超える過年度の不正に関する通報についても、可能な範囲で調査を行う。

(予備調査)

第17条 最高管理責任者は、通報を受け付けた日から起算して30日以内に、統括管理責任者に予備調査を行わせ、本調査の要否を決定する。

- 2 前項の予備調査は、統括管理責任者が次の事項について調査し、最高管理責任者に報告する。
  - (1) 調査対象とすべき通報の要件を満たすかどうか
  - (2) 通報内容の合理性、調査可能性等
- 3 前2項にかかわらず、最高管理責任者は、次条に定める調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
- 4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに通報者に通知する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、通報者及び被通報者にその旨を通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、調査を行うことを当該所属機関にも通知する。
- 6 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
- 7 前項の規定にかかわらず、研究費の不正経理に係る事案については、最高管理責任者は、本調査を行うか否かを、通報を受け付けた日から起算して30日以内に、配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第18条 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、本調査の実施を決定した場合には、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる調査委員で構成する。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) 被通報者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者
  - (3) その他の理事又は職員
  - (4) 外部有識者
- 3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 第2項第4号の委員の数は、調査委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 5 調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(委員構成に対する異議申立て)

第19条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 通報者及び被通報者は、調査委員の構成等について、前項の通知を受けた日から起算して

14日以内に異議申立てをすることができる。

- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合には調査委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者に通知する。

(本調査)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定の日から起算して概ね30日以内に調査を開始する。

- 2 最高管理責任者は、研究費の不正経理に係る調査については、調査の実施に関し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮しなければならない。
- 3 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請、経理に関する資料等により調査を行う。この場合において、被通報者の弁明を聴取する機会を設ける。
- 4 調査委員会が被通報者に再実験等により再現性を示すことを求める場合、あるいは被通報者が自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督のもと行うこととする。
- 5 通報者、被通報者等の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。また、他の研究機関等から調査協力を要請された場合は、本学は誠実に協力する。

(証拠の保全措置)

第21条 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、通報された事案に係る研究活動が行われたのが本学以外の研究機関であるときは、当該研究機関に証拠となるような資料等の保全を要請する。

- 2 最高管理責任者は前項の措置に影響しない範囲内において、被通報者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告等)

第22条 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

- 2 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査中における一時的執行停止)

第23条 当該告発が研究費の不正経理等に関するものであった場合、最高管理責任者は、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでは、通報された研究活動に係る研究費の執行・支出を停止することができる。

- 2 前項の措置をする場合、当該研究費の配分機関と十分協議しなければならない。

### 第3節 不正行為の認定

(認定)

第24条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、関与した者及びその関与の程度、不正経理の相当額等について認定を行う。

- 2 前項で、不正行為が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の際の留意点)

第25条 調査委員会は、被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。
- 4 調査委員会は、被通報者が研究データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定する。

(調査結果の通知)

第26条 調査委員会は認定を終了した場合、直ちに最高管理責任者に報告する。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、速やかに調査結果を通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、調査結果、不正発生要因、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
- 4 前項の規定にかかわらず、研究費の不正経理に係る事案については、最高管理責任者は、通報を受け付けた日から起算して210日以内に、前項の調査結果等を含む最終報告書を配分機関に提出する。やむを得ず、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 5 悪意に基づく通報との認定をした場合、通報者が所属する他の研究機関等にも通知する。
- 6 最高管理責任者は、研究費の不正経理に係る調査については、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

(不服申立て)

第27条 不正行為を認定された被通報者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同

- 一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者についても、前項に準じて取り扱う。
  - 3 被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、最高管理責任者は通報者に通知する。
  - 4 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
  - 5 不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも前2項と同様とする。

#### (不服申立ての審査)

- 第28条 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（前項により調査委員会に代えて、他の者に審査させる場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
  - 3 当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。
  - 4 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。
  - 5 調査委員会が再調査を開始した場合は、開始日から起算して概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者に通知する。
  - 6 最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

#### (悪意に基づく通報と認定された場合の不服申立ての審査)

- 第29条 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者から第27条第2項の規定による不服申立てがあった場合、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。
- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
  - 3 第1項の不服申立てについては、調査委員会（前条第1項により調査委員会に代えて、他の者に審査させる場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立てのあった日から起算して概ね30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。

- 4 最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

#### 第4節 調査後の措置

(調査結果の公表)

第30条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表する内容には、次の各号を含むものとする。
  - (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
  - (2) 不正の内容
  - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員の氏名・所属
  - (5) 調査の方法・手順等
- 3 前項について合理的な理由がある場合は、不正行為に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。
- 4 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。
- 5 前項ただし書の公表の内容には次の事項を含むものとする。
  - (1) 被通報者の氏名・所属
  - (2) 調査委員の氏名・所属
  - (3) 調査の方法・手順等
- 6 悪意に基づく通報の認定があったときは、その調査結果を公表する。

(通報者等に対する措置)

第31条 最高管理責任者は不正行為が行われたとの認定があった場合は、以下の各号の措置をとる。

- (1) 不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された研究活動について責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。
  - (2) 被認定者が、本学に所属する職員の場合は国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）に基づき、所定の手続きにより適切な処置を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
  - (3) 研究費の私的流用や本学の信用を著しく傷つける行為等、悪質性の高い事案については、本学諸規則等に定める措置のほか、刑事告発や民事訴訟等法的手続きを行うことがある。
- 2 研究費の不正経理に係る被認定者は、当該研究費等を返還しなければならない。
  - 3 被認定者は、第20条第4項により再現性を示すために本学が負担した経費を返還しなければならない。

- 4 調査の結果、不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった研究費の執行・支出の停止を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 5 調査の結果、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が本学所属職員である場合は、職員就業規則に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うこととする。この場合において、本学は通報者に対し、再現性を示すために本学が負担した経費について負担を求めることがある。

## 第4章 研究費の運営・管理等

(研究費の適正な運営・管理活動)

第32条 研究費の事務処理手続に関しては、研究費を受け入れた研究者（以下「研究経費責任者」という。）が責任を有し、不正防止計画を踏まえ、研究費の適正な執行を自ら行わなければならない。

- 2 前項を実施するため、研究経費責任者は、定期的に研究費の執行状況を確認しなければならない。
- 3 前項において、執行に何らかの問題がある可能性を認識した担当事務職員等は、必要に応じて研究経費責任者に対して執行上の問題点を確認するとともに、必要な場合は改善を求めることができる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、自己の管理する部局等において癒着を防止する対策を講じる。
- 5 国立大学法人東京医科歯科大学会計規程に定める経理責任者は、物品等において、物品検収センターによる検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施する。
- 6 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等)に関しては、内容に応じ適切に検収する。

(不正取引業者への処分)

第33条 最高管理責任者は、不正な取引に関与した疑いのある業者について、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項の規定に基づき取引停止等審査委員会に対し、審査及び必要な措置を行わせることができる。

- 2 最高管理責任者は、取引業者に対して誓約書（様式2）の提出を求める。

(研究費による被雇用者の労務管理)

第34条 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する部局等において、研究費により雇用した者の労務管理関係書類・勤務内容の確認等を定期的に行わなければならない。この場合、一定割合の抽出による勤務場所の巡回を併せて実施する。

(換金性の高い物品)

第 35 条 研究経費責任者は、国立大学法人東京医科歯科大学物品管理要領の規定に係らず、換金性の高い物品について当該研究費で購入したことを明示し、また、取得価格の多寡に依らず、所在がわかるよう管理しなければならない。

(出張申請の実行状況等)

第 36 条 研究経費責任者は、研究者の出張申請の実行状況等の把握・確認をし、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないか等も含め、用務の目的や受給額の適切性を確保し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行わなければならない。

(相談窓口)

第 37 条 本学における研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付けるため、相談窓口を財務施設部及び統合研究機構事務部に置く。

2 相談窓口の名称は研究費使用相談窓口とする。

(実務担当者の情報共有・研修)

第 38 条 推進部署及び前条の相談窓口は、相談等を通じて蓄積された事例を整理・分析し、実務担当者間の情報共有・共通理解の促進のための取組を行う。

2 推進部署は、モニタリングの結果等とともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規則等の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックさせる。

(内部監査)

第 39 条 監査室は、国立大学法人東京医科歯科大学内部監査規則（平成 17 年規則第 25 号）に基づき内部監査を実施する。

2 研究費の運営・管理に係る内部監査の実施に関しては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 毎年度定期的に、会計書類の形式的要件等が具備されているか等、財務情報に対する監査を一定数実施すること。

(2) 研究費運営・管理体制及び不正経理防止体制を検証すること。

(3) 不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めた機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施すること。

(4) 不正発生要因の情報の提供を受ける等、推進部署と緊密に連携すること。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 21 日規則第 131 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日規則第 111 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日規則第 108 号）

この規則は、平成 29 年 7 月 31 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表（部局長等一覧）

部 局	部局長等	備 考
統合研究機構	統合研究機構長	機構の各センターを含む
統合情報機構	統合情報機構長	
統合国際機構	統合国際機構長	
大学院医歯学総合研究科(医系)、 医学部	医学部長	
医学部附属病院	医学部附属病院長	
大学院医歯学総合研究科(歯系)、 歯学部	歯学部長	歯学部附属病院を含む
大学院保健衛生学研究科	保健衛生学研究科長	
教養部	教養部長	
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所長	
難治疾患研究所	難治疾患研究所長	
学生支援・保健管理機構	学生支援・保健管理機構長	
スポーツサイエンス機構	スポーツサイエンス機構長	

(本学構成員)

## 誓 約 書

私は、本学における研究活動に際して、国立大学法人東京医科歯科大学における研究者の行動規範（以下「行動規範」という。）、その他本学諸規則等を遵守し、競争的研究資金の使用を含め、研究不正を行わないことを誓約いたします。

また、行動規範や学内諸規則等に違反して不正を行った場合は、大学や競争的資金の配分機関からの処分及び法的な責任を負担することを理解し、公正な研究活動の実施を誓約いたします。

年 月 日

職員番号または学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--

所属部署・教育研究分野

氏名

(本学構成員)

## 誓 約 書

私は、本学における研究活動に際して、国立大学法人東京医科歯科大学における研究者の行動規範（以下「行動規範」という。）、その他本学諸規則等を遵守し、競争的研究資金の使用を含め、研究不正を行わないことを誓約いたします。

また、行動規範や学内諸規則等に違反して不正を行った場合は、大学や競争的資金の配分機関からの処分及び法的な責任を負担することを理解し、公正な研究活動の実施を誓約いたします。

年 月 日

職員番号または学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--

所属部署・教育研究分野

氏名

(本学構成員)

## 誓 約 書

私は、本学における研究活動に際して、国立大学法人東京医科歯科大学における研究者の行動規範（以下「行動規範」という。）、その他本学諸規則等を遵守し、競争的研究資金の使用を含め、研究不正を行わないことを誓約いたします。

また、行動規範や学内諸規則等に違反して不正を行った場合は、大学や競争的資金の配分機関からの処分及び法的な責任を負担することを理解し、公正な研究活動の実施を誓約いたします。

年 月 日

職員番号または学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--

所属部署・教育研究分野

氏名

(取引業者様)

## 誓 約 書

私は、国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る取引に際して、下記のことについて誓約いたします。

- 1) 貴学会計規則等の諸規則・ルール等を遵守し、研究不正に関与しないこと
- 2) 貴学の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- 3) 貴学の調査等により不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- 4) 貴学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、貴学通報窓口に通報すること

年 月 日

(法人名)

(代表者)

⑩

# 研究活動上の不正行為防止ハンドブック



国立大学法人  
東京医科歯科大学  
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

## 【作成 / 編集】

### 東京医科歯科大学

不正防止計画・推進部署（統合研究機構事務部）

不正防止計画・推進委員会

平成 22 年 3 月 初版発行

平成 26 年 3 月 改訂版発行

平成 27 年 3 月 三訂版発行

平成 30 年 3 月 四訂版発行

2019 年 3 月 五訂版発行

## 【問い合わせ先】

不正防止計画・推進部署 内線 5024 E-mail:warning.adm@tmd.ac.jp